平成 30 年度第 2 回古河市景観審議会議事録

平成 30 年 10 月 11 日

古河市　都市建設部　都市計画課

○古河市第 2 回古河市景観賞応募作品の現地視察について

1　日時　平成 30 年 10 月 11 日（木）
　　午前 10 時 30 分から午後 1 時 00 分まで
2　場　所　古河市全域(応募作品を順番に視察)
3　参加者　（委員）
　　松本昭会長、加藤誠洋委員、大山早嗣委員、鷲尾政市委員、小山幸子委員
　　(事務局)
　　高橋都市建設部長、篠﨑都市計画課長、
　　峯都市計画課係長、亀田都市計画課係長

○平成 30 年度第 2 回古河市景観審議会議事録

1　日　時　平成 30 年 10 月 11 日（木）
　　午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分まで
2　場　所　　三和庁舎 2 階　打合わせ室
3　出席者　（委員）
　　松本昭会長、加藤誠洋委員、大山早嗣委員、鷲尾政市委員、小山幸子委員
　　（事務局）
　　高橋都市建設部長、成瀬都市建設部参事、児矢野都市建設部参事、
　　篠﨑都市計画課長、飯岡都市計画課長補佐、
　　峯都市計画課係長、千野都市計画課主事
4　議　事
　　・古景諮問第１号　第２回古河市景観賞の審査について
　　・古景諮問第２号　第２回古河市景観賞表彰式について
5　その他　　連絡事項
6　会議経過　次項以降の通り

午後 1 時 30 分開会

【司会】現地審査に引き続き、平成 30 年度第 2 回古河市景観審議会を進めさせていただきます。私、本日、司会を務めさせていただきます都市計画課長の篠﨑と申します。よろしくお願いいたします。審議に入る前に配付資料の確認をお願いします。本日の会議資料、次第一式、最終審査結果集計表、前回の議事録の写しです。不足している資料はございますか。不足等ないようですので次第に沿って、審議会を進めたいと思います。

本日、審議会委員 5 名の内、5 人出席しています。古河市景観条例施行規則第 23 条第 3 項の規定どおり、半数以上の出席がございますので審議会は成立していることをご報告いたします。続きまして、都市建設部長の高橋よりご挨拶させていただきます。

【部長】都市建設部長の高橋でございます。日頃より古河市の景観行政をはじめ市政全般にわたりご理解とご協力をいただきましてお礼申し上げます。

本日は事前の書類審査に続き、午前中、現地審査、採点をして頂きましてありがとうございました。

午後につきましては、古河市景観賞の最終審査を行っていただき、更に表彰式に向けた案件について審議をお願いいたします。大変な作業になるかと思いますが、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。景観まちづくりの機運が高まるような古河市の景観賞にしていきたいと考えておりますので、応募者の励みになるような講評を頂ければ幸いでございます。

最後になりますが、委員の皆様方には、厳正なる審査をお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

【司会】続きまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会長】今日はお忙しいところ、丸一日貴重な時間を使わせていただきましてありがとうございました。部長からお話しがありました通り、厳正かつ前向きに、あくまで景観のプラスになるように会議を進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【司会】ありがとうございました。続きまして、諮問書の交付です。古河市景観条例第 26 条第 2 項により、審議会は、市長の諮問に応じ、審議し、その結果を市長に答申することとなっております。諮問書を部長より会長にお渡しいたします。

【部長】（高橋部長から会長へ諮問書を交付する）

【会長】景観賞の審査と、景観賞の表彰式についてという諮問 1 号、2 号をいただきました。

【司会】これ以降の進行につきましては、古河市景観条例施行規則第23条第2項の規定により「会議の議長は、会長をもって充てる」、と定められておりますので、会長に進行をお願いします。

【会長】資料の確認のご案内がありましたが、皆様にお送りいただいた資料のほかに、さらに審査結果の資料があります。机に配布されたものが最新ということでよいでしょうか。

【事務局】はい。その通りでございます。

【会長】それでは景観審議会を始めたいと思います。本日の会議につきましては、先ほどの諮問書の通りでございますが、会議の公開につきましては、「会議は、原則として公開するものとする」とある通り、公開したいと思いますので、ご了承願います。

本日は傍聴希望者及び報道関係者はいらっしゃいますでしょうか。

【事務局】おりません。

【会長】分かりました。それでは公開ということですが希望者はいないということで、このまま進めさせていただきます。

続いて、議事録署名人ですが、2名となりまして、私ともう1名は、委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

【委員】はい。わかりました。

【会長】では、議事に入ります。諮問第1号「第2回古河市景観賞の審査」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】はい。都市計画課の峯です。諮問第1号についてご説明いたします。資料の1ページ、2ページを中心にご説明いたします。1ページの下、最終審査につきまして、確認事項が2点ほどあります。1点目は前回の景観審議会の議事の通り、No4、古河鍛治町みらい蔵については2名の委員の方が審査を辞退されていますので、基準点が12点となります。それから2点目はNo6：(株)ぬた屋鮒甘露煮店　店舗、No7：(株)ぬた屋鮒甘露煮店　冠木門につきましては、建物と門の別々の応募でしたが、同じ建造物となりますので、一つの応募作品にまとめます。以上2点につきましてご意見ありますでしょうか。

【各委員】異議なし。

【事務局】特に意見がありませんでしたので、この内容にて採点の方を進めさせていただきたいと思います。次に、資料の2ページの説明となります。審査の結果については、先ほど配布しました、最終審査結果一覧表をご覧ください。まちなみ建築部門にて基準点に達している作品は5件となります。№1、2、4、5、6となります。それから基準にみたない

応募作品は、1件となり、No3となりました。次にまちづくり活動部門からは、基準に達しているものが、4件になります。№8、9、10、11となります。

受賞者記念品については、古河市景観賞実施要項第2条に基づき、整理しました。

まちなみ建築部門につきましては、応募者には①賞状、③展示作品パネルとなります。建築主、所有者または管理者には、①賞状、②光学ガラス製トロフィー、④銘板となります。なお、銘板の取り付け方については、受賞者の方に説明をするか説明書を付けて渡したいと思います。

続きまして、まちづくり活動部門につきましては、①賞状、②光学ガラス製トロフィー、③展示作品パネルになります。

自然風景部門の応募作品につきましては、受賞の対象外の作品となりますので、③展示作品パネルをお渡しします。記念品につきましては、第1回古河市景観賞と同じものとなります。資料の13ページが賞状のサンプルとなり、14ページが銘板となります。15ページから17ページがトロフィーとなります。

以上で諮問第1号　第2回古河市景観賞の審査についての説明を終わりにします。それでは、審査する作品の講評と基準に達していない作品につきましては、どのように今後改めればよいか委員の皆様のコメントを頂けたらと思います。よろしくお願いします。

【会長】事務局の方から説明を頂きましたが、始める前に確認したい点あります。まちなみ建築部門につきましては、応募が7件ありましたが、No6とNo7が同じであるということで、No6とNo7はまとめるということが1点目。こちらについてはよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】次にNo4につきましては、私と委員が関係者ということで除籍ということでよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】次に審査票の確認です。審査票には書類審査と現地審査の点数がありますが、書類を見たうえで、現場を見て点数を修正しているので、最終的には現地審査の点数が各委員の評価点となるので、どちらかというと予備審査と本審査となります。表の「現地」となっているのが本審査で、この本審査の点数を合計したものが、本審査合計点となります。そのため、この表の「書類」「現地」が判りにくくなってしまうので「予備」「本」に変えていただいた方が審議委員、行政側にも良いと思いますがいかがでしょうか。また、下のコメントについては予備審査で書いていたものが残っていたり、空欄になっているところ

もありますが、この講評・コメントというのが、今後、審議会の中で留まるものなのか、またはホームページに載せたり、申請者に伝わるものなのかという今後の扱いを考える必要があるので、そこについて事務局の意見を教えていただいてから、順次審査に入っていきたいと思います。この2点についていかがでしょうか。

【事務局】前回の第1回の時は、講評、コメントを事務局で整理してから、ホームページに載せております。

【会長】ということは、この講評・コメントは審査の時のものであり、そのまま外にでるということはないということでよろしいでしょうか。

【事務局】そのまま外にでるということはありません。正式なコメントを付けていただければ、それを最終的なコメントとしてホームページに載せることと考えております。

【会長】そうするとコメントは1作品について、審議会全体のコメントということで良いでしょうか。

【事務局】はい。その通りでございます。

【会長】前回もこのような形でしょうか。

【事務局】はい。前回もこのような形をとらせていただきました。

【会長】あくまで本日は、審査委員が評価するにあたっての思いが入ったものであり、行政としては、すべての作品・活動に対して審議会として統一した一つのコメントがあれば良いということでよろしいでしょうか。

【事務局】はい。いただきたいと思います。

【会長】そこをどうまとめるか。というところも踏まえて審査していきたいと思いますが、参考までに前回は誰がどういう形で、一つのコメントにまとめたのでしょうか。

【事務局】基本的には5人の委員の意見を事務局でまとめて、5人の委員に確認していただいたものをホームページ等に載せております。

【会長】分かりました。前回はそのような形でまとめていただいたということで、審査に入る前段としては問題ないでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】分かりました。それでは順番にNo1から進めていきたいと思います。

No1:レストラン　SUNROSEについてですが、本審査の最終点数は38点となっております。受賞の目安は20点となりますのでほとんど満点のようなものですが、意見、コメント等ありますでしょうか。ちなみに伝えた内容は記録に残るのでしょうか。

【事務局】議事録に残ります。

【会長】分かりました。

【委員】日光街道古河宿にとっては、街なみの中で残されている商家がないので、貴重な建物となります。今後とも保存してほしいと思います。

【委員】最終的にみなさん現地審査で満点をつけていると思いますが、評価する軸の違い等はあると思います。残っている建物として数少ないものと思いますが、今の通りとの関係性が正解なのかどうかというのが判断しかねる部分だと思います。通りの面に生垣を施し、昔でいうと店の前の空間を作って、建物が曳家となっている点が、今のレストランとしての形としてはいいかもしれません。しかし建物を活かす、活かし方としてどうなのかと思いました。

【委員】街なみの連続性が切れてしまうので、本当は前面に空地を作らない方がいいと思いますが、大きな樹木も残すとなると、建物とぶつかってしまうという判断があったのではないかと思います。

【委員】レストランの駐車場となっている部分では、40 代前後の方たちが、定期的にミニマルシェみたいなものを開いています。

【委員】町の使い方として、空き地を有効に活用していると思います。

【委員】緑で囲われていて何屋さんか分からないところもありますが、入口のゴールドの看板が良かったと思いました。

【会長】それではこちらにつきましては、点数のとおり、審議会としては受賞にふさわしい、受賞相当として答申してもよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】次に、No2：GALLERY&CAFE HYGGE(ミトベ写真館)となります。最終点数は 28 点となります。予備審査からは若干下がっておりますが、及第点には達しております。ご意見等ありますでしょうか。

【委員】街中の、特に古い街なみの中であの建物を捉えると、本当に良いかという話が出てくると思いますが、良好な住環境と考えた時には、ああいう建物も有りなんじゃないかなと思います。

【委員】書類審査の時はコメントを書いていませんでした。理由としては現地のイメージが湧かなかったからとなります。今日見させていただいて、古河の街中で、いい意味で上品にあまり自己主張しないで、さりげなくいいセンスで作るという一つの市民の住まいと

写真館の生業をしている方の一種の良識みたいなものをプロが形にしたという感覚を受けました。ものすごく著名な建築家が周りを圧倒するようなものを作るのではなくて、いい意味で一歩引きながらも品格とかセンスを醸し出している建物であると思いました。

【委員】書類を見た限りでは、建物を設計する設計者の選定を含めて、今までの経緯がすごく書かれており高く評価しておりましたが、現地を見て、正解であるかは別として古河の歴史とか古河の意匠を何か読み替えて、今のデザインに落とし込んだのかが今一つ分からなかったので現地での点数を下げさせてもらいました。

【会長】それではこちらにつきまして、点数の通り、審議会としては受賞にふさわしい、受賞相当として答申してもよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】次に、No3：一休さんと円格子となります。最終点数は 12 点となります。これだけが審査段階では及第点に達していませんが、これについて是非コメントをお願いしたいと思います。

【委員】先ほどのミトベ写真館と違って、古い街なみの塀とか街なみを構成するものが残っている中、建物と石の置物だけで今回応募されておりますが、そうではない方法があるのではないかと思います。そこにはもっとふさわしいものがあって、それが景観に繋がるということを認識していただいた方が、我々もいいと思っております。そういう点からも採点の点数はすべて 0 点としております。

【委員】書類審査の段階で、2 ページに渡り応募理由が書かれておりましたが、主観的な要素が非常に強かったので、それをどういう風に街の方とかが客観的に見られるという視点が入っていなかったので評価を抑えました。どちらかというと今後の課題だと思いますが、今回景観賞は 2 回目となりますが、応募する方がどのようなものを応募するのかというガイドラインのようなものを積み上げていって、今後、理解していただいてもらうしかないのかなと思っております。今回基準点に満たないという結果が出ておりますので、これはこれで最終的な報告をしていけば良いと思います。

【委員】個人的な思い込みが強く、一般の方に理解していただくのは厳しいのではと思います。周辺との兼ね合いを考えた時には、景観賞としては難しいかなと思います。

【委員】あの場所では、一休さんの必然性はあるのでしょうか。私はコメントを書いておりませんが、まさしく景観ですから個と周囲の関係性をどういう風に評価していくかが景観のテーマとなります。景観は単体ではないし、あれを単体で見ても厳しいところですが、

周りとの関係を見て良い景観と判断する必要があると思うのでこういう点数を付けさせていただきました。

【会長】コメントについては、事務局の方で頭を悩ませるところだと思います。最終的には審議委員のみなさんで確認をしていきたいと思います。これについても当然コメントが外に出ていくものなのでしょうか。結論としては最終審査が 12 点ということなので、基準点には達していないことから審議会としては景観賞には推薦するのが難しいということで結論づけてよいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【委員】ちなみに事務局はご本人にその旨伝えるのでしょうか。

【事務局】受賞者には連絡をいたしますが、連絡が来なかった人は残念ながらという事になると思います。

【会長】そうすると落ちた方から審査の情報公開請求を求める方もいると思います。こういう件は公開請求されたら当然公開するものと考えております。ですが、名前が入っているといけないので、「委員」としていただきたいと思います。コメントは、今ここに書かれているものに、それぞれ委員さんが話していただいたので、それを事務局の方で整理していただきたいと思います。内容を確認後、ホームページに掲載していただくようお願いします。

【事務局】落選した応募作品はホームページには載せません。落選した理由と、今後に向けての話をまとめた通知文を一枚作成し、落選した方に通知します。

【会長】先ほどの受賞された方は選考員のコメントは載らないのでしょうか。

【事務局】受賞した方にはホームページに整理したのをお伝えします。

【会長】整理というのは、1 件につき 1 つのコメントということでよいでしょうか。

【事務局】はい。1 件につき、1 つコメントをホームページに載せます。落選した作品はホームページには載せず、通知のみとなります。

【会長】その通知の中に書かれる、こういう理由で落選といったコメントについては、今ここで書かれている文章や、委員さんのコメントをしていただいた内容を要約したものを載せ、市長の名前で通知するということでよいでしょうか。

【事務局】はい。その通りです。

【委員】受賞された方は、通知はないのでしょうか。

【事務局】受賞された方にも通知はあります。通知のコメントについてはホームページに公開するものと同じ内容のものでお送りします。

【会長】分かりました。続きまして、No4、古河鍛冶町みらい蔵については、私と委員は審査からは外れていますので、司会進行も私が外れた方がいいと思います。委員、司会のほどお願いします。

【委員】ご指名がありましたので、進めさせていただきます。流れとしては同じでございます。No4、古河鍛冶町みらい蔵に関しては、会長と、委員が審査からは外れております。最終の点数は 21 点となっており、基準点は 12 点となっております。これについてコメントをお願いします。

【委員】コメントにも書きましたが、拡幅されている街道沿いの中で、存続の危機のあるものを保存するというのは並大抵のことではありません。建物のエリアが道路等から守られているエリアでもない中で、貴重な建物が残されているということは大変な労力であったと思います。一つだけではなく、複数の建物を残したという点は英断だと思い、とても高く評価することができます。一方、景観として考えた時に、道路沿いの建物のデザインという点で多少気になる点があります。本日見た限り、以前通った時よりは少なくなっておりましたが、屋外広告物がやたら貼られているイメージがあります。せっかく景観を考えた建物だけにとても残念ですし、目立ってしまいます。このあたり条例等があるわけではないので、個人の判断とはなってしまいますが、何か伝える手立てはないのかなと思います。私も設計をやっていて、古い建物を改修して、お店を作った時に、設計者から手が離れた後の、景観に対する配慮とか街なみに対するデザインなどは、所有者に任されてしまうこととなってしまうので、そのあたりが少し残念だなと、できてから見てきました。今回も多少屋外広告物があるので、そのあたりも広告物を考えれば、町並み、エリアにとって大変重要な建物なのでいいのではないかなと思います。もう一つは、この地域の商家の正面の形式でいうと、縦格子は残念だなと思います。やはり全面開放して、店らしく見せるというのが、とても良いのかなと思います。それは建物があの地域にたくさん残っていれば、そういう縦格子も良いと思いますが、建物が少なくなった時にあの辺の街なみの風景を残すために、どのようなデザインを選んでいけばいいかという点が、私も含めて今後の課題だと思います。

【委員】私が小さい時は市場の卸売の場所で、中身がどのようになっていたかと思って通っておりました。昔はとても狭い場所でしたが、町並みがすごい開け、広くなってうれしく思います。

【委員】書類審査の段階では、中に入ったことがなかったため、全体像が分からなく、通りからの流れでの採点となりました。本日現場の方を拝見しまして、評価をした点は、建築が活かされているという点です。建物一つ一つの機能、入っている人たちも違いますし、以前、2・3年前に見た時は違った印象を持ちましたが、町に対して、人に対して、中庭から入るととても開かれている点が評価できました。

【委員】私と御二方から講評を頂きました。こちらにつきまして、基準点12点に対し、21点ということで点数の通り、審議会としては受賞にふさわしい、受賞相当として答申してもよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】当時の市の部長さんに道路の拡幅等、前にある酒井蔵、富岡蔵含めてご協力を頂きました。

【事務局】渡辺部長ですか。

【会長】渡辺部長です。古河鍛冶町・みらい蔵の社員でもあります。

【会長】次に、No5：大橋醤油店　諸味蔵となります。最終点数は29点となります。ご意見等ありますでしょうか。

【委員】前々から、よく知っている建物だったので、その当時の印象から最初満点をつけていたのですが、現地に行ってみて、建物の状態が思った以上に悪いというのがありまして、景観として、ああいうひなびた景観もありだなとは思いますが、今後10年、20年を考えた時に、あの景観があの場所にあのとおりにあるということにするには工事の金額等、お金のことも含めて、かなり大変なことになると思います。そのあたりを今後どうしていくのかなという疑問・不安があります。

【委員】私の方は書類審査では、他の委員さんと比べかなり低いものとなっております。今回初めて知りましたが、今回の景観賞の主旨として、優れたデザインより、周辺景観との調和がとられているかというのが大きな点となりますが、こちらに関してはこの地域の景観のベースとなっている建物となりますので、それをどのように評価していくのかを基に点数をつけさせてもらいました。今日現地を見させていただきまして、建築が活かされているのかどうかという点を考えると、メンテナンス・維持管理もそこに含まれると思い

ます。自薦で出されているのであれば、これを残そうという意思、例えば製造的に、保護菌が住んでいて、絶対必要であると思いますが、どういった方法で維持していくかというのが見えなかったのが非常に残念でした。

【委員】現地で実際に見てみると、だいぶ傷んでおりますが、私は今回対象となっている諸味蔵だけではなくて、大橋醤油店全体として評価したいと思います。かつて各地域にお醤油屋さんがたくさんありましたが、古河市では実際に製造・販売しているのは１ヶ所のみとなっております。そういう点からお店からの印象等、醤油店全体で評価いたしました。

【委員】私も初めて見ました。やはり傷みすぎだなと思いました。使用しているならばもう少し輝きがあってもいいのではないかと思います。

【委員】みなさん共通でご指摘いただいた建物の維持メンテナンスというのは確かに、そうとう危機感があると思います。景観というのはみんなの共有財産ですから、景観賞というのはああいう貴重なものを地域とか行政でサポートして、持っている人にすべて負担をかぶせるのではなくみんなでやっていくというのが重要だと思います。三和はああいう産業系文化遺産がたくさんある中、建物が傷んでいるのは百も承知の上で、大橋醤油店さんが自薦で手を挙げてくれたメッセージをこういう賞をきっかけに、行政がどう読み取るのか、市民、地域がどう読み取るのかというのが投げかけられていると思います。傷んでいるし、相当手を加えないと、あの建物を健全に将来に向かって維持できないと思いますが、自薦には満点で答えてあげて、みんなであのあたりの醸造・産業文化遺産を残していくことが、古河・三和地域にとっても良いことだと、地域をそういう風にしていくことが景観賞の一つの意義があるのではないかと思うので評価をさせていただきました。

【委員】敷地の中で考えたら、さっき委員が言った通り、お店の方も含めた方が、今後の通り沿い、街道沿いの中の建物が審査の対象となった時にもいいなと思っていますが、その辺はぬた屋さんが同じ敷地の中で、二つの応募が一つの作品となっているので、今度大橋醤油店の方で、この次お店の方で応募があった場合、またお店の方で審査をするのか、それとも今回最初から、お店も含めて審査の対象とするのか、今後に向けて話をしておいた方がいいと思います。

【会長】事務局としての考えはありますか。二つあるものを一つにするのは対象が変わらないのでいいと思いますが、今回はこの諸味蔵の応募でいいと思います。また次回以降応募があった場合、一つにくっつけてもいいと思います。これを広げるとしたらもう一回議論をしないといけないと思います。景観賞そのもののテリトリー、申請範囲がどこなのか

という明示的に表す必要があると思います。いい意味でアバウトになっておりますので、基準上明確なジャッジメントがあればそれに従う必要があると思います。

【事務局】募集対象としては、建築物という括りとなっております。ですので、諸味蔵と店舗では建築物としては別であると考えます。ぬた屋さんの場合は同じ建物となるため、一つにまとめるべきだと思います。同じ敷地内に建築物が複数あった場合は、議論していく必要があります。例えば、第1回の一小の赤門につきましても同様な感じで、別に校舎で応募があった時も同様と感じます。今後、店舗等改めて申請があった際に、景観審議会の場でお話しできたらと思います。

【委員】分かりました。

【会長】こちらにつきまして、確認の意味で、若干委員の意見が分かれています。3名の委員が8点、8点、7点となっており、2名の委員は3点なので、3点だと基準からいうと選外となってしまいます。ただ他の3人の点数が高いので、合計すれば問題ありませんが、拒否権等あれば議論を深めていきたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】受賞作品にするのには全く問題ありません。

【会長】分かりました。No5につきましては、基準点20点に対し、29点ということで点数の通り、審議会としては受賞にふさわしい、受賞相当として答申してもよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】続いて、No6とNo7は一緒ということで、No6：(株)ぬた屋鮒甘露煮店となります。最終点数は28点となります。ご意見等ありますでしょうか。

【委員】元からあったものを改修して、街なみに対していい環境を与えているというのはすごい評価ができます。受賞作品としては問題ないと思います。ただし、冠木門については、ああいう古い形式を使う時には、あの場所がそれらしく見えてしまうので、歴史のねつ造になってしまうと問題だなと思っております。その点が心配です。

【委員】書類審査の場合は応募する方の写真によると思います。書類審査の時は4点としておりましたが、現地に行って写真の印象よりは、いい受け止め方をしました。ただ一つは、色々な要素が入りすぎていて、敷地の中の建物としてのデザインはどうなのかなと思いました。周辺との調和につきましては、角地としてのボリュームが適切であるかというのはありますが、頑張っていると思いますので点数を上げさせてもらいました。

【委員】景観としてよくしていきたいという頑張りも見えると思います。冠木門はどういう意図で作ったかわかりませんでした。既存の建物を色々リフォームして、蔵造りにしたということでそれなりの形となっているのではないかと思います。

【委員】冠木門の方は、関所かなと思いました。

【委員】私はコメントに書いた通り、細かいデザイン上のスキル等あると思いますが、場所性とか、古河の愛着とか、建て主の思いが感じられます。細かいことをいうとたくさん課題があると思いますが、それは目をつぶってという感じです。

【会長】　事務局に確認ですが、こちらの応募作品は他薦となっております。No6 と No7 は一緒にするということなので、手続き上は、申請された方に対して、No6 と No7 と二つ応募がありましたが、一緒に扱いました。ということは申請された他薦者なり、所有者のぬた屋さんの方に、どう伝えるのでしょうか。

【事務局】本日の審議会で受賞作品が決定するということは、みなさんに周知はしているので、受賞の決定を伝える時に、No6 と No7 が同一であるということを、申請者様・所有者様に伝える予定です。合わせて、受賞者様には平成 31 年の 2 月 10 日の表彰式の話もお伝えする予定です。

【会長】No6 と No7 に対して、件名はどうなりますか。例えば(株)ぬた屋鮒甘露煮店　店舗・冠木門となりますか。

【事務局】申請者と相談いたしますが、(株)ぬた屋鮒甘露煮店　店舗・冠木門となるか、(株)ぬた屋鮒甘露煮店となると思います。

【会長】審査のみなさんの意見では建物が一つとなっているので、門の方は強調しなくても良いのではないかと思いますが、No6 の件名につきましては、事務局にお任せするか、審議会で決定するかどうしましょうか。(株)ぬた屋鮒甘露煮店とすることで二つの作品を一つにまとめていることとできるので、景観審議会として結論づけることが妥当であると思います。

【事務局】その方針で進めます。

【会長】そうしましたら、No6 と No7 を一緒にして、審議会としては、(株)ぬた屋鮒甘露煮店ということで、セットで審査をして、基準点 20 点に対し、29 点ということで点数の通り、審議会としては受賞にふさわしい、受賞相当として答申してもよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】No8 から No11 がまちづくり活動部門となります。No8：諸川谷貝線沿道、八俣幸島土地改良区内清掃活動についてですが、基準点 20 点に対し、23 点となっております。意見はありますでしょうか。

【委員】私が一番低い点数となっておりますが、活動が分からないという点がありました。ただ落とすという意図があるわけではありません。

【委員】点数的には受賞となっており、落とすことが目的ではないので、活動というのはこれを励みにして長くやっていただきたいというようなメッセージみたいなものであると思います。よっぽど主旨に反しない限りは受賞でよいと思っております。

【委員】まとめての発言となってしまいますが、No8 と No9、No10 は清掃活動ということで、ほぼ同じ点数となっておりますが、No10 については、花を咲かせるということで、見にきたり写真を撮りに来たりする人もいますということでした。ようは外に向けて、自分たちの活動以外の方に対するアプローチをしているのかなということで 1 点プラスにしています。清掃活動とか担い手がいない団体とか地域が本来やるべき団体に対して、今後自分たちがやっている活動を広げていくようなプラスになるようなことを展開していく方には点数として評価しました。

【委員】No10 についてですが、走り書き程度にメモしたものがのってしまっておりますが、区画整理事業反対の看板とかがある中で、お花を見せるという事で同等のものとして扱われているのかなと思います。受賞したことによって、区画整理の反対について政治的利用に使われてしまうのが嫌だなと思います。

【委員】No11 の山川邸についてですが、今後どのように発展していくのかが一般市民の立場として分かりませんでした。

【委員】まちづくり活動部門で、No11 に関しては、昔の建物に泊まっていただくという農泊の活動ですが、これが景観賞のまちづくり活動部門としてふさわしいということを共有化するという上で、昔の歴史的建造物である豪農の館という景観上価値のある建物を活動拠点として色々な方が泊まったり、農業活動をして、地域と交流するという活動そのものが、景観の保全とか地域活性化とかそういったものに繋がるので、この活動も景観賞のまちづくり活動部門として幅広いストライクゾーンの中の一つであると考えられて応募されているのかなと思います。私もそういう見方をして、景観のまちづくり活動部門は幅広いものでよいと思います。

【会長】貴重な活動部門ですが、景観賞のまちづくり活動部門としてふさわしくない等の意見はありますでしょうか。

【委員】No11 に対して、低い点数をつけておりますが、これは多分受賞すると思っておりました。思っていたからこそ、厳しい点数をつけています。この活動はなんであろうか。というところを点数で表してみました。

【会長】活動というのは、審議会として評価をしたのかと、通りから見えない活動なのでどのように評価をしたのかということを。事務局の意見をお聞かせ下さい。他は道路沿いで、花を植えたり、草取りをしたりと判断しやすいです。

【委員】農村地域の中での景観として考えた時には、道路際じゃなくても良いと思います。豪農の建物の建ちかたとか、配置のあり方等は景観に繋がるので、まったく問題なく、素晴らしいと思います。

【委員】今までの活動部門は道路際の清掃・草取り活動が、景観活動しかなかったものが、昔の集落の中の農のお屋敷を一種の市民参加、交流参加をやること自体に価値があるので全く問題ないと思います。新しいタイプなのでそういうこともまったく問題ないということをあえて議論をして、記録に残させていただくのが良いと思います。

【委員】まちづくり活動部門は現地審査後の審査の点数が標記されています。本日は活動部門の現地も見ましたが、審査票の「書類」という部分に違和感があります。

【事務局】まちづくり活動部門の審査票の「書類」という文言が間違っております。「最終」が正しいので修正いたします。

【委員】初めは全部 2 点の 8 点をつけておりましたが、現地を見て評価を下げさせてもらいました。担い手が地域の方か否かで違いがありました。活動されている方と、周りとの関係が判りません。いただいた資料では、広く募集をし、地域の方と活動していると書かれていますが、見えにくかったです。地域の方との交流に関しまして今後どのように展開されていくかが気になりました。

【会長】活動部門の件名に関して、No8 に関しては～～～清掃活動。No9 に関しては～～～グループという組織になっています。No10 は～～～活動。No11 は～～～プロジェクトとなっております。活動の場合は活動の対象と組織、やっている人を書かないとどういう活動よりも誰にということですから、そこがちゃんと整理をされて清掃活動、例えば〇〇自治会町内会有志とかそういうような形にならないと、賞状とかトロフィーをあげる時に、活

動名と受賞団体名をどうするのか明確にしないといけないと思います。トロフィー等には両方書くべきだと思います。

【事務局】次第の 16 ページをご覧ください。第 1 回の古河景観ふるまい賞のトロフィーの写真が載っております。こちらは活動名、自治会名の名称となっております。

【会長】そうすると No8 は活動となってしまっているので、団体名が必要になってくると思います。No8 はどんな団体になりますか。

【事務局】谷貝南行政区の方となります。

【会長】活動部門なので、活動の対象者であるべきだと思います。こういう活動に対しては、トロフィー等に両方載せてほしいと思います。表彰する団体名に対してどのような活動であったかという記録を残しておくべきだと思うので団体名と活動はセットだと思います。両方載せる方向でお願いします。

それでは順番に振り返ります。No8：諸川谷貝線沿道、八俣幸島土地改良区内清掃活動に関しては、基準点 20 点に対し、23 点ということで点数の通り、審議会としては受賞にふさわしい、受賞相当として答申してもよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】次に、No9：シニアボランティアグループに関しては、基準点 20 点に対し、29 点ということで点数の通り、審議会としては受賞にふさわしい、受賞相当として答申してもよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】次に、No10：国道 354 道路大堤　美化活動に関しては、基準点 20 点に対し、23 点ということで点数の通り、審議会としては受賞にふさわしい、受賞相当として答申してもよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】最後に、No11：一般社団法人茨城県古民家再生協会 古民家　山川邸における古河農泊プロジェクトに関しては、受賞対象者は誰宛になるのでしょうか。

【事務局】申請者は茨城県古民家再生協会の方となります。

【会長】受賞団体は茨城県古民家再生協会ということでよいでしょうか。

【事務局】はい。

【会長】分かりました。あの建物をオーナーから一定の契約で借り受けて、農泊という活動をして、景観に寄与しているという団体への受賞となります。ちょっと言い過ぎになる

かもしれませんが、仮に受賞するとなると、大幅にPRされると思います。私は悪いことではないと思いますが、一種の営業活動までとは言いませんが、自分たちの活動を社会に認知してもらうというのは行政の賞というのは非常に重要である可能性があると思います。基準点20点に対し、28点ということで点数の通り、審議会としては受賞にふさわしい、受賞相当として答申してもよろしいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【会長】審議を通して、一覧表の結果通りであると結論づけましたが、今後の受賞の発表までの手順とかスケジュールとかを確認したいと思います。

【事務局】本日の審議会で受賞作品が決定しました。みなさんから頂いた講評を事務局の方でまとめさせていただきます。今後の周知としましては申請者に通知をお送りします。落選した方にも同様に、落選した旨の通知書をお送りします。その後は景観賞表彰式につなげる必要がありますので、誰が参加されるか等の当日の段取りを受賞者様と進めていきたいと思います。まずは事務局でまとめた講評を5人の審議委員に見ていただいたのち、応募者へ通知を行おうと思いますので、本日の議事録と合わせて確認していただきますようよろしくお願いします。

【会長】時間性が重要なので、結果通知を出す前段をまとめていただいて、各審議委員の方に講評の内容をご案内するのはいつになりますか。

【事務局】10月中に送付いたします。

【会長】分かりました。10月末までに各委員に全案件の通知書の送付をお願いします。内容の確認については、1週間から10日でよいでしょうか。それを踏まえて事務局がまとめていただいて、それを各申請者に通知します。確認ですが、ホームページに載せる文言と、各委員に送付する通知の内容は原則同じですか。

【事務局】はい。受賞作品については同じ内容です。

【会長】分かりました。通知の内容を確認すれば、自動的にホームページに同じ文章が載るということですね。まとめますと、事務局の方で10月中に全案件の通知文を作成し、各委員に送付していただくことでご了解いただいていいでしょうか。

【各委員】異議なし。

【事務局】1点相談なのですが、受賞した方への通知分に関しては問題ないと思っておりますが、落選してしまったNo3につきましてもう少し相談させてください。各委員のコメントを聞いて、落選の理由は分かりましたが、例えば次回応募するからこうしたらよいので

はないか、次回受賞するにはどうしたら良いか。という点のアドバイスが欲しいところです。もう少し専門的な意見があれば申請者へ伝えやすいと考えております。

【委員】あのエリアでは周辺の街なみを合せるという所を、努力していただいた方が、街なみにとっても、景観にとっても良好ではないかと思います。例えば、伝統的建造物群保存地区なんかは何を以ってそうするのかというと、街の特徴とか形式とかを尊重して街が作られていくことなので、ああ言った歴史的由緒ある街なみを形成する時にはそういうことを基準にして景観を考えていくと間違いないかなと思います。

【委員】主観的な要素が多かったというのはお話しさせていただきましたが、やはり自分から見た目ではなくて、街というのはやはりそこに住んでいる人、往来する人等他人の目線から見た時に、周辺の環境の一部として見られますので、そういう視点を持って取り組んでいただけるといいかなと思います。建築的な観点ですとA委員と同じ意見です。

【会長】ありがとうございます。事務局で作文をしていただいて、みんなで確認しましょう。それでは諮問第1号につきましては、景観審議会としてはこの応募作品の11件につきまして、審議を行うということとなりますので、本日結論付けをさせていただきました。結果として、審査結果一覧表通りということで答申させていただきます。

【事務局】分かりました。

〜〜

【事務局】続きまして、諮問第２号、第2回古河市景観賞表彰式についてお願いします。

【会長】諮問第２号、第2回古河市景観賞表彰式について。を議題といたします。事務局から資料等の説明お願いします。

【事務局】（以下の内容を説明）

■表彰式の概要の説明

開催日：2019．２．10（日）参加費無料、定員100名

場　所：地域交流センター（はなももプラザ）

開　場：12:30〜12:50

開　会：13:00　主催者あいさつ（古河市長）

表彰式：13:05　表彰状授与（まちなみ建築部門・まちづくり活動部門）

一人ずつ檀上へ上がり授与（司会者が作品名、氏名を読む）

14:00　受賞団体全員での記念撮影　（全員檀上で各団体1枚撮影）

会場準備（14:15～14:25）

講演会：14:30　講演者　松本　昭氏

講演テーマ　について

＜8/29 審議会（案）＞

①景観から考える商店・商店街の活性化

②景観から考える地域の活性化

③地域の魅力を高める景観づくり

座談会会場準備（15:00～15:10）

座談会：15:15　各受賞団体への講評、選考理由説明、まちなみ建築部門受賞者との座談会

まちづくり活動部門の紹介（受賞活動団体）

今後の活動について（事務局）

自然風景部門紹介（モニターを用いて紹介）

閉　会：15:55　閉会のことば　（都市建設部長）

座談会については、コーディネータ：松本　昭氏、講評者：古河市景観審議会(加藤委員、大山委員、鷲尾委員、小山委員)にお願いしたいと思います。

次に、表彰式の会場の説明をいたします。

(表彰式の会場案を説明)

【会長】会場レイアウト等あるのでしょうか。

【事務局】本日は用意しておりません。

【会長】内容全体について議論が必要だと思います。開催日については2月10日の開催で決まっております。前々回の審議会の時に、表彰式は庁内で表彰状を渡すだけでなく、公開したらどうかという議論が出た中で、行政が一歩踏み出していただきました。

まず、表彰式については、13:05から14:00と55分間かけて9団体に表彰状とトロフィーをお渡しする予定ですよね。渡すだけならば10分～15分ほどで終わると思います。55分を取る中身はどんな感じでしょうか。例えば、司会者がいて、○○の受賞式を始めます。まちなみ建築部門　○○さん　といった形で壇上に上がり、市長が表彰状を読んで、渡して握手等をし、次に二人目と流れていく感じでしょうか。それですと10分で終わります。

【事務局】1団体につき、壇上にあがり、賞状、銘板、トロフィーをお渡し、写真撮影で5分と見積もりました。最大11団体だったため5×11で55分となっております。

【会長】プレゼン等するのでしょうか。例えば、パワーポイントのスライドを映して、応募作品の説明やコメントを読み上げて、こういう理由で景観賞となりました。といった感じです。全体の時間配分からすると、55分は取りすぎで、30分の座談会で、各団体で5分しゃべっていたら、座談している時間が0分になってしまうので、ぱっとみて時間の配分の見直しが必要と思います。極力セレモニーはコンパクトにして、みんなで議論するところに時間を割くべきだと思います。全体の大きな話で行くと、座談会は15:15から30分となっています。まちづくり活動部門の紹介で5分とするならば議論する時間がなくなってしまいます。ここは最低でも1時間必要で、そうしないと議論にもならないと思います。議論と懇談ですので、みんなでいい景観を作っていこうという話をするパネルディスカッションですので、最低でも一人5分の切り口が必要となります。そうしますとここが一番重要で、最初の表彰式は感覚的には伸ばしても30分とし、私の講演も次への繋ぎなので30分あれば十分です。後ろの座談会を充実させることが、受賞した皆さん、行政、審査員、一般市民に対して一番重要であると思います。皆さんの意見をお聞かせください。

【委員】時間に関しては会長がおっしゃったように、30分の座談会ですと説明で終わってしまいます。前回の表彰式の時に、表彰式自体の時間は、1団体5分程度で終わったという事でしょうか。

【事務局】前回の表彰式は、各団体に講評、賞状授与、写真撮影をいたしましたが、全体で1時間ほどでした。前回は建築部門2つ、活動部門3つの合計5団体でした。

【委員】前回は講評も入っていたのですね。

【事務局】はい。講評後に、市長から表彰状を渡していただきました。

【委員】一般参加者からすると、一番つまらない時間となってしまいますので、55分の時間を縮めることを提案したいと思います。

【委員】30分ですと座談会が中途半端になってしまいそうなので、座談会とはいえ、選考理由の説明も入っているので、この時間をとるためにどこの時間を削るかというとやはり表彰状授与の55分のところだと思います。表彰式自体をコメント入れて30分で終わらせられないかなと思います。会長がおっしゃった通り、表彰が長くなるとつまらなくなってきてしまうと思います。

【委員】来ていただいた市民の皆様が、日曜日の午後をつぶしてまで来てよかったなと思えるようにしないといけません。

【委員】プロジェクターで受賞されたものを映して、市の方から受賞の内容をコンパクトに説明していただき、受賞をうけて、トロフィーを受けた人が、一言コメントで、1団体3分くらいで収めたらと思います。

【委員】まちづくり活動部門は4団体壇上に座っていただいて、4つの活動を、プロジェクターを使って通しで説明をしていただき、受賞後に一言いただくのがいいと思います。

【委員】受賞者のコメントは「ありがとうございました。」とかでいいと思うので予めそういう風に段取りをすればいいと思います。

【会長】会場の設営も途中で場面転換をしないで済むように、最初の表彰式から座談会までをセッティングすると効率が良いと思います。私の話も景観まちづくりとは何かという話をするのではなく、景観賞の受賞も絡めてお話しした方がいいと思うので、座談会に繋がるような、課題提起するような場の方がいいので、ここに3案(①景観から考える商店・商店街の活性化、②景観から考える地域の活性化、③地域の魅力を高める景観づくり)ありますけど、古河景観賞とこれからの古河の景観づくりみたいな講演テーマがいいと思います。受賞作品、市民活動をイメージして問題のキッカケをしゃべって、それを座談会で議論してもらう方がいいと思います。3つの案から選ぶとするならば、③地域の魅力を高める景観づくりでしょうか。

　座談会について、まちなみ建築部門を受賞した5団体は最初に表彰式でもらうだけで座談会には出番がないということでしょうか。建築部門受賞者との座談会とあるので、受賞者は前の方に座っていただいているのでしょうか。私たち審議委員はどこに座っているのでしょうか。

【事務局】今考えているのは、座談会では壇上は使わない想定です。5人の委員さんを5人横並びか、ハの字かは未定ですが、受賞者、市民の皆様と対極に座っていただく予定です。理由としてはなももプラザの壇上がそこまで大きくないためとなります。そのため壇上は表彰状授与の時のみ、使用いたします。

【会長】ホワイトボードに書いてもらってもよいでしょうか。

【事務局】ホワイトボードを準備します。

(ホワイトボード準備)

【委員】建築部門の受賞者も初めに喋るのでしょうか。

【事務局】話す予定はありません。ただし、座談会の中で応募した理由はといった内容の話があった場合はマイクを渡し話してもらう予定です。

【委員】この座談会が 30 分から 60 分に伸びたとしても、関係者がいっぱいいるので、工夫が必要ですね。

【委員】一つは受賞者を座談会の中にいれずに、受賞作品を見ながら、我々が話をする案ですね。

【委員】まちなみ建築部門受賞者も、まちづくり活動部門受賞者も、場合によって指名し、コメントを求める時もありますが、どちらかというと座談会なので、こちら側で進めていきたいですね。

【委員】これがどのようにして景観賞に結び付いたかというのを説明する方がよいですね。

【会長】受賞した○○さんどうですかといったように私が受賞者に話を振る方が効率いいですね。そうしないと 1 件 5 分話していたら時間が過ぎてしまいます。受賞者には前の方に座っていただき、前向きな結論を話していく感じですかね。

【委員】そうしないと時間的に厳しいと思います。座談会をみんなで話し始めると受賞者同士で話が始まってしまい収集がつかなくなってしまうと思います。

(ホワイトボード到着)

【事務局】ホワイトボートを使い、会場のレイアウトイメージを説明。

受賞者様には前方の方に座っていただき、座談会で、1 団体 5 分程度話していただけたらと思います。

【委員】1 団体 5 分というのではなく、束ねてやるべきです。受賞作品に共通しているような受賞要素は何ですか。といったことや古河市らしさとは何かといった話をしていけたらと思います。一つずつではなく、公約数的に束ねて、その価値観をみなさんで共有することが重要です。1 個 1 個の講評の審査をする場ではありません。

【事務局】モニターはいかがしましょうか。

【委員】最低でも応募作品分の写真があればいいと思います。座談会の中で必要になったらすぐその写真を見ることが出来るようにしていただきたいです。

【委員】できたら応募作品の写真を通りからの眺めや、中からの眺め等多めに用意していただいた方がよいですね。

【事務局】分かりました。応募写真とは別に複数の写真を用意いたします。

【会長】受賞作品の建築部門、活動部門の 9 作品について共通項が見えると思います。その共通項をみなさんにあぶりだしていただいて、それを司会の私が整理していきたいと思います。

【委員】来場者への事前の配布物はどういうものを予定していますでしょうか。

【事務局】受賞作品の紹介パンフレットを作成し、来場者に配る予定です。中身は受賞作品の番号、写真と簡単な講評を載せる予定です。

【会長】周知のチラシはとても大事で、そのチラシで来る、来ないが決まります。チラシの案ができたら我々と意見交換できればいいと思います。

【委員】もう一つは来場していただくためのチラシと、当日配布するパンフレットは別でしょうか。

【事務局】はい。景観賞の周知チラシと、当日用のパンフレットは別に作成します。

【委員】当日配布するパンフレットがあれば当日モニター等に載せる情報量を減らすことが出来るので、時間短縮に繋がると思います。

【会長】当日のパンフレットは、受賞団体である 9 団体の写真と、団体名称の情報や、古河市の景観概要パンフレット等が添付されていればよいと思います。また、景観賞の周知チラシについては事務局に任せてもよいでしょうか。例えば、委員のみなさんの顔写真肩書き等載せるのでしょうか。

【事務局】第 2 回景観審議会表彰式の周知チラシの内容確認についてという資料を基に説明いたします。今回は周知チラシについてはデザイナーに依頼しようと考えております。確認したい点は以下 3 点となります。

確認事項１　タイトルについて現在の事務局案は以下 3 案となります。

①第 2 回古河市景観賞表彰式

②第 2 回古河市景観賞　表彰式・座談会

③古河市景観シンポジウム

確認事項２　レイアウトについて(他市町村事例を添付)

①受賞作品の写真を載せるか。(例：p3 の長崎市参照)

②まちなみのデザイン案とするか。(例：p5 の水戸市参照)

③古河市の風景等にするか

確認事項３　審議委員の肩書きの確認について、顔写真をのせるかのせないか。

○講演者(古河市景観審議会会長)

松本　昭　（株）市民未来まちづくりテラス　代表取締役

〇座談会メンバー（古河市景観審議会委員）

加藤　誠洋　茨城県建築士会　推薦

一級建築士事務所　のぶひろアーキテクツ　代表

大山　早嗣　茨城県建築士事務所協会　推薦

(株)大山都市建築設計　代表取締役

鷲尾　政市　合同会社　古河鍛冶町みらい蔵　代表社員

小山　幸子　株式会社　コヤマ　取締役社長

【会長】肩書きは後で事務的にやればいいと思いますので、全体的な案としてどうしていきましょうか。例えば3ページの長崎市のような案なのかです。今回デザイナーを入れるという事は多少お金がかかるかもしれませんが、とても重要だと思います。私の感覚ですと、3ページの長崎市のような案です。裏面にあるような、ここまでの講師プロフィールのボリュームはいらないので、ページの半分くらいで十分だと思います。審議会の委員の皆様だけで座談会するのはいいものなのでしょうか。例えば市長さんはいないので、市長さんに変わって、行政の思いを伝えていただくような、部長さんとかが座るような行政の方が参加していただいた方がいいと思います。座っていなくても話をふってしまうかもしれませんが。事務局案としてはどちらになりますか。

【事務局】3ページの長崎市のものとなります。こちらの方がデザイナーに依頼しやすいと思っております。

【委員】あくまで主催は古河市のみということでよいでしょうか。

【事務局】はい。そうです。

【委員】古河市の景観で、何か象徴的な物件もしくはイメージなど全面的に出したいものとかありますか。先ほどの3ページの案ですと、受賞したものが掲載されてくると思いますが、11ページの松本市のような象徴的なイメージがあって、景観シンポジウムをやるというメッセージがあると思います。3ページですと文字情報が多くなっているので、一般の方が見るとどういう受け方を取るのかなと思いました。

【委員】この3ページは作成したのはデザイナーではないですね。行政職員が作ったものだと思います。

【事務局】11 ページの松本市のケースですと、景観大賞となっております。そのため、受賞作品の 9 個の中から選ぶのはきびしいので、古河市ならではの景観を選ぶ必要があります。

【委員】古河を代表する景観といえばやはり、博物館・文学館といった旧古河のところかと思います。ただ、三和地区も重要と考えています。旧古河だったら博物館周辺ですが、三和も今回大橋醤油店さんが応募していただきましたが、醸造・産業文化遺産はいいものだと思います。

【事務局】歴史博物館周辺は、景観重点地区に登録されているのでいいかもしれません。

【委員】今回座談会でディスカッションする内容のネタとしてもいいかもしれません。

【委員】今回は、はなももプラザでやるので、旧古河でやるのですから旧古河の人がきていただけるような、チラシにするというのも一つの手かもしれません。

【事務局】一度デザイナーと相談して、ざっくり作ったものを一度お送りしていただきたいと思います。

【委員】よくやるのはデザイン案を 2 案作ってもらい見せてもらうこととなります。

【事務局】案 1 としては長崎市の応募作品を表面に表す案と、案 2 は松本市のように旧古河の景観を一面に表し、応募作品は裏面に載せる案を提示したいと思います。

【委員】チラシは両面カラーですか。

【事務局】両面カラーの予定です。チラシ案 2 つできましたら景観審議委員の 5 人に見ていただこうと思います。

【委員】分かりました。

タイトルは、第 2 回古河市景観賞表彰式ではないと思います。私だったら「古河の景観を考えるつどい」とかにして、サブタイトルとかに、「第 2 回古河市景観賞表彰式をかねて」みたいにします。景観賞の表彰式というのはメッセージとして必要なので、サブタイトルなのでワンランク小さくして使えばいいと思います。あとは座談会というのを全面的に表したらいいと思います。

名前と肩書きは、一つじゃなくていいと思うんですよね、例えば茨城県建築士会、〇〇事務所　など複数載せるのもいいと思います。2 行、3 行くらいのスペースはあると思います。

【会長】肩書きは今日の帰り際に事務局に伝えていただきますようお願いします。

【事務局】加藤委員の「藤」という漢字ですが、外字となっております。こちらは普通の「藤」を使うことでよろしいでしょうか。

【加藤委員】普通の漢字の方で問題ありません。

【事務局】分かりました。普通の「藤」を使わせていただきます。

【委員】表彰式のタイムチャートについてですが、準備等で 10 分の休みが 2 回あります。その間に帰ってしまう人もいるのではないでしょうか。

【会長】3 時間の式となりますので、どこかで休憩を入れないといけないと思います。帰らせない魅力をいかにして作っていくのかが課題となります。帰ってしまうと損であると思わせるような企画力を用意していかないといけないと思います。一般の方に来てもらうための、周知とか動機付けとか、気づいたら関係者だけだったということにならないように、工夫をみんなでしないといけません。広報に載せますというのだけではダメなので、なにか必要ですね。これは事前予約制とかではないですよね。当日の入場可能で無料ですよね。この手のイベントは、集客力というのが重要です。このままだと 30～40 名ほどとなってしまいます。前回受賞していただいた団体にもお声をかけていただきまして、活動団体は一人ではなくて複数となりますので、活動団体に動員していただきたいと思います。前回はいい意味でオープンではなかったので、どこかで前回の受賞した活動団体にも紹介等すると多少動員数も上がると思います。他には景観に対して活動されているところにご協力をいただいて、協力いただいた場合は、チラシの下の方に協力団体等を追記することで、彼らにも責任感がでて、複数の人を出す必要があるのではないかといったように、市役所が単独でやるのではなくて、できるだけ市民を巻き込んで、団体名もチラシに書き込んで、その方がみんなでやっているのだという雰囲気にさせるべきです。景観というのはそういうものなので、いろいろな工夫が必要です。あとはもので釣る。ではありませんが、来場すると何かもらえるとかですかね。今は公民連携ですからぜひ民の力を全面に出していただきたいと思います。

次回第 3 回の景観審議会の説明はするのでしょうか。

【事務局】せっかくの場となりますので、周知はしようと考えております。

【会長】是非周知をしてください。応募するとこういう風になります。

【委員】受賞された方には最低 5 人できてもらう等伝えるのもいいかもしれません。

【会長】それも重要だと思います。

【事務局】前回受賞された方は受賞時の写真などを自分のフェイスブック等に載せていただいております。前回受賞者にもフェイスブック等で宣伝してもらうのもいいかもしれません。

【会長】市長と写真を撮るということはものすごく光栄なこととなります。

【事務局】市としてもフェイスブック等持っていますので、その辺は使っていこうと思います。

【委員】前回の受賞者の話ですと、正装してネクタイをしてとても緊張していたとお聞きしています。

【会長】チラシは何部印刷するのでしょうか。

【事務局】第2回の古河市景観賞の募集チラシは1000部作りました。そのため同様の1000部を考えております。

【会長】表彰式のチラシはA4の両面カラーですよね。枚数を倍にしても値段は1.3倍程度となります。一番安いチラシですと1000部の両面カラーで8000円程度となります。市役所で頼むのはそう安くはならないと思いますが。

【委員】もちろん広報等には載せるということでよいでしょうか。

【事務局】はい。載せます。

【会長】整理しますと、表彰式の時間は13時から16時となり、式としては3時間となるので、その中で工夫してやっていくこととなります。初めの表彰式に関しては、できるだけコンパクトにしていただいて、30分くらいでいい意味でこうライブ感があるような感じで終了するような、受賞の作品がスクリーンで映写されるような点も含めてご検討いただけたらと思います。そのあと私が30分、後ろの座談会に繋がるようにスライドを使って講演をしたいと思います。内容は古河市に特化して話します。そのあと休憩を入れて、座談会を60分くらいとなります。ここにある自然風景部門紹介の10分というのはどんなイメージでしょうか。

【事務局】最低でも応募作品の写真をスライドで説明と思っております。予算、時間等あれば、ムービーなど作成することも考えております。また応募作品の中にドローンで撮影を撮っていただいた方がおり、素敵な動画を作成されているので、どこかで流せたらと思っております。

【会長】休憩中や、表彰式が始まる前の時間に流すといいと思います。初めは待っている間はつまらないので、そういう所に充てるといいと思います。動画の中に〇〇様提供等コ

メントを追加するといいと思います。座談会の中で自然風景部門の作品の話まで入れてしまうと、ちょっと議論の整理がしにくいので、どこか別だてしていただいたほうが、議論はしやすいです。座談会は1個1個の作品ごとに話していくのではなく、ある程度束ねて議論をしていきたいと思います。また直前になったら座談会の進行のイメージを何か作っていただいて、皆さんと共有したほうがいいと思います。

【委員】情報を出すのはいつからですか。

【事務局】周知のチラシは1月上旬を考えております。

【会長】本当は12月末から配るといいですが。1か月間だと周知期間はぎりぎりとなってしまいます。ちなみにこの日は他の古河市のイベントと重なったりするのでしょうか。

【委員】2月は比較的イベントは少ないと思います。

【会長】多くの人に参加していただくようみなさんで努力をしていきましょう。表彰式後の受賞団体全員での記念撮影は、委員のみなさんは写真に入るのでしょうか。

【事務局】今のところ市長と受賞者のみと考えておりましたが、委員の皆様の意見をお聞かせください。

【会長】審査される側と審査する側の境目がなくなるので審議委員も参加するのがいいと思います。私たちも顔を隠しているわけではないので。

【委員】みんなで映りましょう。

【委員】受賞者は代表者のみなのでしょうか。

【会長】活動団体の場合ですと全員だと思います。

【委員】その方が、影響が大きいと思います。

【委員】山川グループは結構な人数を動員してくるのではないでしょうか。可能なら全員でとれるといいと思います。

【会長】委員の皆様の肩書きは帰りに申告お願いします。景観賞表彰式のタイトルについては、古河の景観を考えるつどい　～第2回古河市景観賞表彰式をかねて～がいいかなと思います。最終的にはおまかせします。レイアウトについては、先ほど説明していただいた通りでお願いします。

【委員】確認ですが、表彰状授与の時は、9団体壇上にいてもらう形でしょうか。

【委員】壇上横に並んでもらうのもいいと思います。あるいは、その都度あがっていくのでしょうか。

【事務局】最初の考えでは、壇上がそこまで広くないため、その都度上がっていく予定となっておりました。

【会長】それでは、建築部門の5団体、活動部門の4団体と分けましょう。

【事務局】分かりました。壇上の椅子の数等、詳細なレイアウトは検討いたします。

【委員】お一人ずつ、市長からの表彰となりますが、その時にスライドに応募作品の写真が映る感じでしょうか。

【事務局】1団体ごとに、司会がモニターで少し解説後、市長が賞状・トロフィー・銘板を渡す流れを予定しています。

【会長】あるいは、先に、建築部門の5団体の応募作品の紹介を2分くらいでまとめて行った後に表彰状授与をし、その次も活動部門の4団体の応募作品の紹介を同じく2分くらいでまとめて表彰状授与につなげる方がいいと思います。

　また、表彰状授与式が終わった後に、市長のスピーチはありますでしょうか。古河市の景観についてこんなこと期待しますなどの気持ちを発してもらいたいと思います。ご検討のほどお願いします。

【事務局】本日お聞きしたことをまとめて資料にします。

【会長】実施要領というのを紙1枚で作ると整理ができてよいと思います。

【事務局】表彰式につきまして、「座談会」という言葉は使ってもよいでしょうか。

【会長】私は「つどい」だと思います。セミナーとかだとちょっと固くなってしまいますし、「シンポジウム」だともっと堅苦しくなってしまいます。「景観を考えるつどい」とかどうでしょうか。行政で使う一番柔らかい言葉は「つどい」だと思います。

【事務局】分かりました。

【会長】ぜひ、マスコミというか新聞社にはPRしていただきたいと思います。

【事務局】分かりました。

【委員】茨城県内で、景観賞を実施している自治体はありますか。

【事務局】茨城県内はそこまで実績ありません。栃木県の方が景観の意識が強いと思います。周辺関係市町には周知をしたいと思います。

【委員】逆にいうと、行政の方で景観の指定されているところありますよね。そういった窓口には古河市ではこういうことをやっているということを伝えて、どんどん広げていってほしいと思います。こういうことで景観づくりの啓発になってもらえばと思います。都市計画協会のまちづくり団体にも案内を送付していただきたいと思います。

【会長】古河市内の周知もさることながら、景観を専門に活動されているようなところにも周知をしていただきたいと思います。日本都市計画家協会や、公益財団法人の都市づくりパブリックデザインセンターなど、全国的に景観の活動をしているところに流すと、一斉に広がっていくと思います。そうすると、古河市に住んでいて都内に働いている人にも目にとまるので、そういうのが重要だと思います。

【委員】建築士会はウェブの方でも流せます。ただ紙にすると 2500 部くらい発送するため、4 万円ほどかかってしまいますが。

【会長】周知チラシを PDF でもらえれば、そういう専門家団体には私や A 委員のところは流せます。トロフィーの話は問題なさそうですか。

【事務局】トロフィーは、団体名と、活動名称を両方載せるということでよろしいでしょうか。

【会長】はい。両方載せてください。表彰式は、景観審議会としてはやらないということでよいでしょうか。または、景観審議会を兼ねているという事でしょうか。

【事務局】景観審議会事業としては可能です。

【会長】表彰式で、座談会も行い、周知チラシに顔写真とか載せて、行政のイベントに参加するのに、無報酬というのは気になります。

【事務局】内部で検討させてください。

【会長】古景諮問第 2 号　第 2 回古河市景観賞表彰式について、議論した内容を尊重していただいて、準備開催よろしくお願いします。という内容で答申とさせていただきます。その他はいかがでしょうか。

【事務局】（委員報酬について説明）

【会長】審議の内容については以上となりますので、司会を事務局にお返しいたします。

【事務局】それでは、これで平成 30 年度第 2 回古河市景観審議会を閉会させていただきます。委員の皆様には、長い間大変ありがとうございました

午後 4 時 00 分閉会

第2回景観審議会表彰式の周知チラシの審議委員の肩書きについて、審議会後に確認。
以下の内容を肩書きとする。

松本　昭

・一般財団法人ハウジングアンドコミュニティ財団専務理事（代表理事）

・東京大学・法政大学非常勤講師

・(株)市民未来まちづくりテラス代表取締役

加藤　誠洋

・一般社団法人　茨城県建築士会

・一級建築士事務所　のぶひろアーキテクツ

大山　早嗣

・一般社団法人　茨城県建築士事務所協会

・(株)大山都市建築設計　代表取締役

鷲尾　政市

・合同会社　古河鍛冶町みらい蔵　代表社員

小山　幸子

・株式会社　コヤマ　取締役社長

・古河東ロータリークラブ　会員

・NPO法人　ラフターヨガジャパン　リーダー